

令和4年6月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和4年6月10日(金) 午前 9時30分から 10時48分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 1番 望月 稔

委員 2番 望月 英俊
4番 高井 修一
5番 谷津倉 寛
6番 笹古 時男
7番 渡邊 武敏
8番 近藤 敏男
9番 鈴木 一孝
10番 新舟 進
11番 長尾 忠
12番 佐野 隆洋
13番 佐藤 正職
14番 渡邊 哲史
15番 太田 篤子
16番 安藤 公男
18番 後藤 環
19番 荻田 丈仁

4.欠席委員
委員 3番 田村 英俊

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 古谷 隆明
統括主幹 深澤 公保
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め9番鈴木 一孝君、10番新舟 進君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第19号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第31号 取消願いの報告についてまでの、計7件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第19号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。

大淵地区23番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ大淵地区23番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、大淵中野の交差点から主要地方道富士富士宮由比線を西に進み、新富士病院を過ぎた信号機のある交差点を北に2.5kmくらい行った富士市と富士宮市の境目の道路の富士市側のところにあります。譲渡人は富士市出身ですが、かなり以前から神奈川県に在住しており、相続により取得した方です。管理は富士市にいる兄弟の方が行っていたそうです。譲受人は富士宮市で農業をされている方で、お茶の木を抜根して果樹園にしたいとのこと。現地を確認したところ茶畑で、昨年が一番茶くらいまでは刈ったようで、現在は少し伸びた状態でした。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大淵地区23番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区23番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に原田地区24番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ原田地区24番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	申請地は、原田公園のすぐ西側にあります。申請地は令和3年3月に農地法第3条の許可を受けて賃貸借が行われており、現在は譲受人が耕作を行っています。譲渡人は高齢のため耕作管理が難しいことから売却を希望しており、譲受人は1年間現地での耕作を経験し、今後も耕作が続けられる見込みが立ったことから購入を希望しています。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	<p>原田地区24番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 原田地区24番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。</p>
会長	次に、議案6ページの議第20号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 北部地区4番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ北部地区4番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、主要地方道富士裾野線と主要地方道富士富士宮由比線が交差する信号機のある交差点から南西に300mほどのところにあります。申請人は2年ほど前にシキミ畑にするために農地造成を始めたのですが、悪質な業者の介入もあって現在工事はストップしています。今回、市内の業者の協力を得て適切な形で処理をしたいとのことで申請されています。現地を確認したところ、農地の造成を行っている途中の状態でした。周辺への影響も考慮されており、3年以内に農地への復元を行う計画ですので問題ないかと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、農用地区域内の農地(青地)です。通常であれば青地の中での農地転用は原則不許可なのですが、本案件は、3年以内で農地への復旧を行う一時的な転用であり、これについては転用の基準の中で例外として認められているものであります。富士市埋立条例も並行して申請されており、許可の目途があるものです。したがって、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長	北部地区4番についてご質問ございませんか。
委員(質問者)	造成に使われる土は、どこで発生したどのような土なのでしょう。
事務局	造成に使用する土は富士市埋立条例の許可申請で報告されおり、予定では市内の工事で発生した残土となっています。
委員(意見者)	以前のことがありますので心配と言えば心配なのですが、道路から見える場所ですので、通りかかることがありましたら、委員の皆様も現地確認をしていただければと思います。
会長	他にご質問等ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 北部地区4番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第4条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。
会長	次に、議案7ページの議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 大淵地区17番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ大淵地区17番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は主要地方道富士白糸滝公園線、通称大淵街道沿いにある富士中央消防署大淵分署から北西に500mほどのところにあります。譲渡人は過去に転用の許可をとって取得した方の配偶者で、相続により所有者となっています。譲受人は法人で、譲渡人のお子さんが代表取締役を務めています。現地を確認したところ、西側半分は駐車場となっており、東側半分は植木や野菜を育てている普通の畑でした。周辺は住宅地であり、居住しているのは法人の従業員や親戚とのことです。その住宅の駐車場が不足しているため、貸駐車場として整備したいとのことです。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区17番についてご質問ございませんか。 (質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区17番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次到大淵地区18番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案7ページ大淵地区18番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は県立富士特別支援学校から南に100mほどのところにあり、砂沢川のすぐ隣です。申請地では営農型太陽光発電事業が行われており、3年前に許可された太陽光発電の支柱部分の一時転用を更新したいとの申請です。ミョウガを栽培しているようですが、ほとんどは生育が悪く膝丈程度ですが、一部は胸丈程度と生育にかなりバラつきがあります。畑としてはあまりいい状態ではないと思われま
す。ご審議のほどよろしく願います。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 追加の補足資料をご用意していますので、そちらをご覧ください。資料にある通り太陽光パネルを設置し、その下でミョウガの栽培を行っている営農型太陽光発電事業となります。令和4年2月に行なわれた報告の内容ですが、収量が約55kgであるという内容と、知見を有する者の所見が記載されています。本来、通常の80%以上の収量が必要なところを10%強という状況にとどまっています。次ページ以降が今回の更新の際に提出された営農計画書となります。引き続き同じようにミョウガの栽培を行う計画であり、それについて小山町の農家の方の意見書が提出されています。今回はこの営農型太陽光発電事業の3年間の更新についてご審議いただきますようよろしく願います。

会長 大淵地区18番についてご質問ございませんか。

会長 生育が悪いとのことですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

委員(意見者) まだ植えて2年目ということですので、生育が悪いというのも仕方がないのではないかと思います。3~4年経ってどうなるかを見ることを考えると、今回は更新を認める方が良いのではないかと思います。

委員(意見者) 申請地の北側でも農業を行っていますが、玉ねぎとニンニクの収穫が終わったあと、草で覆われた状態になっています。

会長 農地の上に太陽光パネルを置くこの事業は、下の農地をしっかりと耕作することが許可の条件であり、ただ義理でやっているというような状況なのはいかがなものかと思われま

委員(意見者)	生育が良くない状況ですから、雑草も出てしまうかもしれませんが、肥料をまくなどして全体的に生育をよくする必要があると思われます。現状ではなぜか一部だけ生育が良い部分がある状態です。今後も事業を続けてもらうのであれば、雑草等の処理をきちんとやってもらう必要があると思われます。
会長	周辺農地へ影響があるというのは良くない状況であり、こちらの方でも現地の確認や指導を行い、下の農地を管理している方にしっかりと農業を行ってもらうことを条件として許可するということがいけるでしょうか。
	<p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区17番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	次に継続審議案件、大淵地区14番についてですが、案件の最後に審議をお願いします。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。
会長	次に、議案9ページの議第22号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。 事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案9ページ 朗読)
会長	事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。
会長	次に議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局	<p>はじめに議案10ページをご覧ください。 報第29号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方合意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数4件。 次に議案12ページをご覧ください。 報第30号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、支障なかったことをご報告いたします。件数3件。 次に議案13ページをご覧ください。 報第31号 取消願いの報告についてですが、譲受人が変更になったことによるものであり、受理したことをご報告いたします。件数1件。 今月の報告案件については以上です。</p>
会長	次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。
事務局	(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)
会長	それでは議案8ページの継続審議案件、農地法第5条大淵地区14番について審議をお願いします。事務局より説明願います。
事務局	5月に許可保留、継続審議となりました農地法第5条大淵地区14番ですが、別添資料をご覧ください。前回とほぼ同じものとなりますが、こちらの詳細につきまして、申請者と代理人の行政書士がお見えになっておりますので、詳しい説明を伺いたいと思います。
申請者	おはようございます。今回申請した農地法第5条の事業の状況についてですが、想定以上に生育状況が悪く、様子を見ながら対策を行う予定です。また、新型コロナウイルスの影響で、機械類や人手などが不足してしまい、計画通りに進められなかったことが原因の一つであると考えています。今後につきましては、サカキについてはそれほど手間のかかる作業がありませんので、もう少し広げて対策を行っていく予定です。
事務局	会長から何かご意見等があればお願いいたします。
会長	前回の許可の際に現地を確認された委員もいらっしゃると思いますが、今年4月に委員が改選となり、新しい委員は今までの経緯をご存じないと思いますので、説明した方がよいのではないのでしょうか。3年前の許可の際にもこちらに来ていただき、色々話し合いをして今に至っていると思うのですが、先ほどのお話からすると想定以上に育ちが悪かったとのことですが、3年の期間があったのですから、きちんとした対策を行ってれば、いくら新型コロナウイルスの影響があったとしても、もう少し良い状況になっているはずではないでしょうか。
申請者	色々な事情があったのですが、やはり新型コロナウイルスの影響が大きく、法人を維持するために他の事業も行う必要があり、現場に人を手配できない期間ができてしまいました。そのなかでも、何とか排水関係の改善や、育ちの悪い部分のサカキを植えかえるなどの対策をとっている状況です。法人として農業を始めたばかりで試行錯誤の段階にあり、専門家の意見を参考に事業計画を立てましたが、計画通りにならなかったというのが現状です。
事務局	地元の農家さんを2人雇用し、申請地の北側に事務所を設置するというお話でしたが、そのあたりはいかかでしょうか。
申請者	その方たちも、都合が悪かったり、辞められたりして作業に入ってもらうことができ

ませんでした。会社の人間が作業をするにしても、浜松から移動させる手間などから十分に手が回っていない状態となってしまいました。利益が目的ではなく、社長が農業をやりたいという気持ちをもってスタートさせている事業ですので、今回ご指摘いただいたことを持ち帰り、何とか良い形にもっていきたいと思います。

会長

新型コロナウイルスの影響があったとしても、あれくらいの面積でしたら、何回か手をかけることはできたと思います。完璧とは言わないまでも、それなりの労力をかけていれば、植えたサカキの生育がそれなりに進んだのではないのでしょうか。元の土壌が良くないとしても、3年もやっていれば状況は分かってくると思いますので、例えば、他の作物に変更するなどということは検討されているのでしょうか。

申請者

当初予定していた通りに事業計画が進んでいないため、今後どうするかは考えていかなければならないと思っております。現在2ヶ所での事業を行っていますが、耕作放棄地の有効利用として事業を拡大していきたいと思っております。もちろん今ある分をきちんとクリアしないと次に進めないということは理解していますので、他の作物に変えることも検討している状況です。シキミを選んだ理由としては、ソーラーシェアリングで選ばれる作物にシキミが多く、手間もそれほどかからないことからまずそこから始めたらいいとアドバイスをもらったからです。

委員(意見者)

裾野市の方にソーラーシェアリングでシキミを育てているところがあり、そこを見学してもらったことがあるのですが、そこではそれなりに生育している状況でした。きちんと手を入れないときちんとしたものができないとして、こまめに消毒などを行っており、特に虫がつかないようにされていました。やはりきちんと計画を立ててしっかり管理できるようにならないと厳しいと言わざるを得ないと思います。

申請者

今後ソーラーシェアリングで上手くいっている事業者などにアドバイスをもらいながら、日陰の設定や、他の適した作物に切り替えるかを検討していきます。また、雇用については、障害者の雇用なども行っていきたいと考えております。

会長

そのあたりのことについて、詳細な事業計画を立てていただき、事務局に提出していただくようお願いします。ソーラーシェアリングは下の農地で一定基準の収穫を行うことが許可の条件なのですが、他の自治体でも、基準をクリアしていない事例が多くみられるようで、何らかの対応を行わなければならないと考えられているようです。そのあたりをふまえ、どのような営農を行っていくのかをきちんと考えていただきたいと思います。次の許可更新のときに、同じような議論を行うことはお互いにしたくないと思いますので、体制等もしっかり整えていただくようお願いします。

会長

他にご質問等はございませんか。

委員(質問者)

今までどのくらいの長さに生育しているのでしょうか。

申請者

収穫のため一部切り取りましたが、大体1メートルくらいです。

委員(質問者)	収穫のため切り取ったとしてもそこまで長くは切っていないでしょうから、小さいという印象です。また、現地を見させてもらいましたが、雨が降ると下が泥だらけになってしまう状態でしたので、泥のついてしまう下の部分は出荷に適さないでしょうから、かなり大きくならないと収穫は難しいのではないのでしょうか。また、枝も細い印象で、収穫のため切った部分があまり伸びていないようでした。
申請者	植え替え等の作業は行っていますが、改善しないようであれば別の作物への変更を行います。
会長	他にご質問等はございませんか。 (質問なし)
事務局	それでは申請者と代理人の方は退出してください。 (申請者・代理人退出)
事務局	それでは審議をお願いいたします。
会長	作物の変更も含めて色々な部分の改良を行っていくとのことでしたのが、皆様のご意見はいかがでしょう。
委員(意見者)	土壌改良を行わないと、今のままでは育たないと思います。
委員(意見者)	法人の設立を目指すほどの収益が見込まれるのでしょうか。
会長	そこが問題だと思われま。現在の制度では売上金額ではなく、通常の出量の8割を超えることが条件とされており、なんとなくやむやになってしまいがちです。修正の素案として、売上金額も対象にすることも検討されています。パネルを撤去する命令を出すことは可能ですが、その前に踏まなければならない段階があるのが現状です。
委員(意見者)	地図は2つになっていますが、一部収穫できたというのはどちらでしょうか。
委員(意見者)	上にある広い方です。
委員(意見者)	下にある方は収穫できていないということでしょうか。
委員(意見者)	下にある方は、植えなおした状態でした。
委員(意見者)	以前に現地を見させてもらいましたが、下の方は特に排水が悪い状態で、パイプは入れているようですが、あの程度では改善に至らないと思います。その状態で植えなおしたとしてもどこまで成長するかは疑問です。

会長	今まで以上に排水対策をしっかりと行っていただくことを条件にするのはいかがでしょうか。以前の許可の際、できない場合にはパネルを撤去することになりますが、そうやってほしくはありませんので、その前がんばっていただければと思います。
委員(意見者)	何年で8割にならなければならないというような決まりはあるのでしょうか。
事務局	撤去の基準としては、農業委員会の指導に従わず、収量の8割を満たせない場合と規定されており、期間についての決まりはありません。
委員(意見者)	あの畑の状態で8割の収穫をするのは難しいのではないのでしょうか。
事務局	サカキにつきましては、10アールあたり7500本が静岡県で定める通常の収量の基準となります。この8割を超えることが条件となっています。
会長	他にご意見等はございませんか。
委員(意見者)	できないことはないと思いますので、手が回らないというよりは、やる気がないという印象が正直なところでは。
委員(意見者)	具体的な改善策を示し、それを実行するというでなければ、この場で言い訳をすれば許可されるということになりかねないのではないのでしょうか。
委員(意見者)	パネルの下がかなり暗い印象なので、遮光率を変更したり、一部パネルを撤去するなどしてもっと光が入るように改善することはできないのでしょうか。
委員(意見者)	基本的に作物が作りやすい土地はそういったことをしないので、斜面などの条件が悪いところがこういったものの対象地になるので、収量についての条件はもともとそぐわないのではないのでしょうか。
会長	他にご意見等はございませんか。
事務局	3年前の6月で許可された内容のため、今月許可保留とすることはできず、許可するかしないかのいずれかとなります。許可しない場合、FIT法が取り消しとなって売電収入が無くなりますので、そうなる民事訴訟となるおそれがあります。許可を取り消すことは可能ですので、更新については許可し、一部パネルの撤去や遮光率の変更も含めた改善計画書の提出するように指示し、改善が見られない場合には許可取消を行うというのはいかがでしょうか。
委員(意見者)	その改善計画書の提出期限はいつになるのでしょうか。
事務局	次回の農業委員会までに提出してもらい、委員の皆様にご覧いただきたいと思っています。いずれにしても許可書を渡す条件として改善計画書の提出を求めたいと思っています。

会長

事務局から提案があったとおり、改善計画書を事務局に提出してもらい、その後の状況を注視していくこととしてもう3年間継続することを許可するということができればでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で継続審議案件、農地法第5条大淵地区14番について、審議を終わります。

以上で議事はすべて終了しました。

令和4年6月10日

農業委員会会長

同委員

同委員